

プラスチックごみ再資源化の推進について（報告）

1 「プラスチックごみ再資源化の推進」（令和3年～令和5年度実施計画事業）

実施背景

プラスチックはその有用性から幅広い製品や容器包装に利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。

国は「循環型社会形成推進基本計画」（2018年6月19日閣議決定）に基づき、「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月31日）を策定した。東京都は「プラスチック削減プログラム」（2019年12月）において、2030年までに家庭と大規模オフィスから排出される廃プラスチックの焼却量を40%削減することを目標としている。

23区では、12区が既に容器包装リサイクル法に基づくプラスチック（容リプラ）の全区的資源回収を実施している。そのような中、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、容リプラからさらに「製品プラ」と呼ばれる広くプラスチック製品を資源回収の対象とすることとなった。23区においても現在製品プラの回収を行っている千代田区、港区に続き、令和4年7月に渋谷区が全域で、10月に北区が一部区域で開始した。また、令和5年度中にも複数区が実施を予定している。

板橋区は、令和3年度に実施計画事業として「プラスチックごみ再資源化」の準備に着手した。令和3・4年度における実施内容、令和5年度における実施予定を以下のとおり報告する。

2 廃プラスチックの分別回収に向けた排出実態調査（令和3年度実施）

家庭ごみの排出実態調査の結果から、可燃ごみの中に含まれるプラスチック量の割合を算出し、資源化可能なプラスチックの発生量を推計した。

調査期間	内容
令和3年11月15日（月）～ 20日（土）	6地域の集積所（計25か所）に排出されたごみ（可燃・不燃）の排出実態調査を行い、ごみの組成割合、資源可能なプラスチックの割合等を算出した。
1 調査対象地区（6地域） 舟渡二丁目、大谷口上町、板橋一丁目、赤塚一丁目、成増五丁目、高島平五丁目	
2 調査結果 リサイクル可能なプラスチック類の占める割合 17.6%	

3 区民アンケート調査（令和4年度実施）

無作為抽出した一般世帯約2,000世帯を対象に、新たな分別ルールや回収方法についての意向を把握・分析するための区民アンケートを7月25日～8月8日の期間で実施した。

期間	内容
令和4年7月25日（月）	アンケート票の送付（無作為抽出2,000世帯対象）
令和4年8月8日（月）	回答期限 ※8月1日（月）督促はがきの送付
令和4年9月30日（金）	最終回収期限（回収率50.9%）

4 モニター調査（令和4年度実施）

モニター調査の実施に向けて、調査方法・新分別ルールの検討やモデル地区（東・西清掃事務所管内5地区ずつ・約100世帯）を抽出し、対象世帯に対し参加依頼を実施した。

期間	内容
令和4年10月24日（月）～ 10月29日（土）	事前承諾を得た152世帯を対象に分別収集してもらったごみの組成割合、プラスチックの分別状況を調査した。
調査対象地区 稲荷台、南町、小豆沢1丁目、相生町、前野町4丁目 高島平1丁目、成増3丁目、中台2丁目、西台2丁目、徳丸4丁目	

5 令和5年度実施予定について

① 中間処理施設の整備（令和3年度から調整中）

区全量を受け入れられる中間処理施設の整備に向け、民間事業者と協議を進めている。現在のところ、既存産廃処理施設やプラスチック以外の資源処理施設からの転用などにより、区の全量受入について、2事業者と協議を行っている。

② 収集運搬方法決定（令和3年度から調整中）

令和3年度の排出実態調査に基づくプラスチック排出量や収集運搬車の積載基準等を基に、必要な車両台数の算定や必要経費、また収集ルート等の検討を進めていく。

③ 資源プラスチック分別ルールの決定

回収対象を次の内容で検討している。

○回収対象例：100%プラスチック製品（素材すべてプラスチック）

袋、パック、カップ、ボトル、キャップ、発泡スチロール、緩衝材、トレイ、CD・DVD、ケース、ハンガー、玩具、文房具など

○回収対象外：

汚れたプラスチック、素材の一部がプラスチック以外でできているもの、在宅医療で使用したプラスチック使用製品、ライター、モバイル電池など

④ 事業周知・区民説明会実施等

区民向け説明会の実施方法、また集積所看板の取替、ハンドブックの改訂、事業周知用チラシ、説明会用動画の制作等について、検討を進めていく。